

別表 1（新市場獲得対策）

I 推進事業

区 分	内 容	補助率 又は補助額	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
産地生産基盤 パワーアップ 事業	1 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び 連携産地の体制強化 ア 生産安定・効率化機能の具備・強化 イ 供給調整機能の具備・強化 ウ 実需者ニーズ対応機能の具備・強化 エ 農業機械等の導入及びリース導入 オ 効果増進・検証事業 カ その他事業の目的を達成するために必要な取組	補助率は次に掲げるとおりとする。 ア～ウ及びカの事業 事業費の1／2以内（国要綱別記1別紙1に定める場合にあつては、定める額）とする。 エの事業 導入する農業用機械等の本体価格の1／2以内とする。 オの事業 定額とする。	1 補助率が異なる経費ごとの相互間における経費の増減 2 補助金の交付決定を受けたものの交付額の変更	事業の中止又は廃止

II 整備事業

区 分	内 容	補助率 又は補助額	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
産地生産基盤 パワーアップ 事業	1 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び 連携産地の体制強化 ア 育苗施設 イ 乾燥調製施設 ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設 エ 農産物処理加工施設 オ 集出荷貯蔵施設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給施設 ク 農作物被害防止施設 ケ 生産技術高度化施設 コ 種子種苗生産関連施設 サ 有機物処理・利用施設	補助率は事業費の1／2以内（ただし、国要綱別記1に定める場合にあつては、定める率又は額以内）とする。	補助金の交付決定を受けたものの交付額の変更	事業の中止又は廃止

別表 2（収益性向上対策及び生産基盤強化対策）

I 基金事業

区 分	内 容	補助率 又は補助額	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
産地生産基盤 パワーアップ 事業	1 収益性向上対策 (1) 整備事業 地方農政局長が必要と認める場合に、国要綱別表 2 のⅡのメニュー欄の 1 に準じて実施することができるもの。	補助率は事業費の 1/2 以内（ただし、国要綱別記 2 に定める場合にあつては、定める率又は額以内）とする。	補助金の交付決定を受けたものの交付額の変更	事業の中止又は廃止
	(2) 生産支援事業 ア 農業機械等の導入及びリース導入 イ 生産資材の導入等	補助率は次のとおりとする。 アの事業 導入する農業機械等の本体価格の 1/2 以内とする。 イの事業 事業費の 1/2 以内（ただし、国要綱別記 2 に定める場合にあつては、定める率又は額以内）とする。		
	(3) 効果増進事業 ア 事業計画の策定及び農業機械の導入実証に要する経費等（導入実証試験） イ 施設運営に係る専門家の招聘に要する経費（伴走支援）	補助率は次のとおりとする。 アの事業 補助率は定額（1/2 相当）とする。 イの事業 補助率は定額とする。		
	2 生産基盤強化対策 (1) 農業用ハウスの再整備・改修 (2) 果樹園・茶園の再整備・改修 (3) 農業機械の再整備・改良 (4) 生産装置の継承・強化に向けた取組 ア 産地における継承・強化体制の構築 イ 生産装置の継承ニーズの把握及びマッチング ウ 円滑な継承のための生産装置の維持・管理 (5) 生産技術の継承、普及に向けた取組 ア 栽培管理・労務管理等の技術実証 イ 新規継承・普及のための研修等による人材育成 ウ 農業機械の安全取扱技術の向上支援 (6) 全国的な土づくりの展開	補助率は次のとおりとする。 (1) 及び (3) の事業 事業費の 1/2 以内とする。 (2) の事業 事業費の 1/2 以内（国要綱別記 2 に定める場合にあつては、定める額以内）とする。 (4) 及び (5) の事業 定額（国要綱別記 2 に定める場合にあつては、定める率又は額以内）とする。 (6) の事業 定額（ただし、国要綱別記 2 に定める単価に実施面積を乗じた額を上限）、リース導入する農業機械のリース物件購入価格の 1/2 以内とする。		

Ⅱ 整備事業

区 分	内 容	補助率 又は補助額	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
産地生産基盤 パワーアップ 事業	1 収益性向上対策 (1) 育苗施設 (2) 乾燥調製施設 (3) 穀類乾燥調製貯蔵施設 (4) 農産物処理加工施設 (5) 集出荷貯蔵施設 (6) 産地管理施設 (7) 用土等供給施設 (8) 農作物被害防止施設 (9) 生産技術高度化施設 (10) 種子種苗生産関連施設 (11) 有機物処理・利用施設 (12) 農業廃棄物処理施設	補助率は事業費の1／2以内 (ただし、国要綱別記2に定める 場合にあつては、定める率又は額 以内)とする。	補助金の交付 決定を受けた ものの交付額 の変更	事業の中止又 は廃止
	2 生産基盤強化対策 (1) 農業用ハウスの再整備・改修 ・生産技術高度化施設 (2) 生産技術の継承・普及に向けた取組のうち 栽培管理・労務管理等の技術実証 ・生産技術高度化施設	補助率は事業費の1／2以内とす る。		